

改正

平成28年3月31日規則第15号

平成29年3月23日規則第8号

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例施行規則
知立市保育所保育料等徴収条例施行規則（平成20年知立市規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年知立市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（階層区分の認定）

第2条 条例別表第1及び別表第2に規定する階層区分（以下「階層区分」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育又は保育を利用する児童（以下「入所児童」という。）と同一世帯に属し生計を一にする父母（以下「父母」という。）の課税額の合計額により認定する。ただし、父母のそれぞれが市町村民税非課税であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、父母以外の扶養義務者のうち最も課税額の多いものの課税額により認定する。

（1） 父母の所得総額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条に規定する厚生労働大臣が定める基準のうちの生活扶助費の基準額を下回る場合

（2） 父母以外の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者であつて入所児童と生計を一にする父母以外のもの（その者が当該世帯の家計の主宰者である場合に限る。）をいう。以下同じ。）が現に当該入所児童を監護する場合

（課税額を証する資料等の提出）

第3条 市長は、階層区分の認定に当たり、法第13条第1項の規定に基づき、父母又は父母以外の扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）から必要に応じて源泉徴収票その他の課税額を証する資料（以下「課税額を証する資料」という。）の提出を求めることができる。

2 市長は、課税額を証する資料の提出がないときは、課税額を証する資料の提出に代えて、扶養義務者等に対して年間収入申告書の提出を求めることができる。この場合において、当該提出を

受けた年間収入申告書の内容により算定した課税額は、当該扶養義務者等の課税額と推定する。

(保育料の決定等の通知)

第4条 条例第9条の規定による通知は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第1条に規定する通常保育料又は条例第8条に規定する私的契約児保育料の額の決定
通常保育料等決定通知書(様式第1)
- (2) 通常保育料又は私的契約児保育料の額の変更
通常保育料変更決定通知書(様式第2)
- (3) 条例第4条に規定する延長保育料の決定
延長保育料決定通知書(様式第3)
- (4) 条例第5条に規定する一時保育料の決定
一時保育料決定通知書(様式第4)
- (5) 条例第6条に規定する休日保育料の決定
休日保育料決定通知書(様式第5)
- (6) 条例第7条に規定する病児・病後児保育料の決定
病児・病後児保育料決定通知書(様式第6)

(途中入退所児の保育料)

第5条 月の途中で入所し、又は退所した児童に係るその月の通常保育料又は私的契約児保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 月の途中で入所した場合
通常保育料又は私的契約児保育料の月額に、入所した日から当該入所した日が属する月の末日までの期間の日数から知立市保育所における保育の利用に関する規則(平成27年知立市規則第7号)第3条に規定する通常保育の休業日(以下この項において「通常保育休業日」という。)の日数を減じた日数(25日を超える場合は25日とする。)を25日で除した数を乗じて得た額
- (2) 月の途中で退所した場合
通常保育料又は私的契約児保育料の月額に、退所した日が属する月の初日から当該退所した日の前日までの期間の日数から通常保育休業日の日数を減じた日数(25日を超える場合は25日とする。)を25日で除した数を乗じて得た額
- (3) 月の途中で入所し、当該月の途中で退所した場合
通常保育料又は私的契約児保育料の月額に、入所した日から退所した日の前日までの期間の日数から通常保育休業日の日数を減じた日数(25日を超える場合は25日とする。)を25日で除した数を乗じて得た額

2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(納期限)

第6条 条例第10条に規定する納期限は、通常保育料及び私的契約児保育料については保育等が実施された月の25日(その日が金融機関の休業日である場合は、その日後において最も近い休業日

でない日)とし、延長保育料、一時保育料、休日保育料及び病児・病後児保育料(以下「特別保育料」という。)については保育が実施された月の翌月の25日(その日が金融機関の休業日である場合は、その日後において最も近い休業日でない日)とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

2 市長は、前項の納期限の7日前までに通常保育料等納入通知書兼領収書(様式第7)を保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。以下同じ。)に送付しなければならない。

(通常保育料の減免)

第7条 条例第11条の規定による通常保育料の減免は、別表に定めるところにより行う。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、通常保育料減免申請書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、通常保育料の減免の可否を決定するとともに、通常保育料減免(却下)決定通知書(様式第9)により当該申請者に通知する。

4 前項の規定により通常保育料の減免を受けた者は、当該減免の理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申し出なければならない。

(過誤納保育料等の取扱い)

第8条 市長は、条例第12条の規定により過納又は誤納に係る金額を還付するときは保育料還付通知書(様式第10)により、同条ただし書の規定により未納に係る通常保育料等に充当するときは保育料充当通知書(様式第11)により、保護者に通知しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の知立市保育所保育料等徴収条例施行規則(以下「旧規則」という。)第2条の規定によりした階層区分の認定は、第2条の規定によりした階層区分の認定とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき交付し、又は提出されている通知書その他の書類は、この規則の相当規定により交付し、又は提出された書類とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている通知書その他の用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき交付されている通知書その他の書類は、この規則による改正後の各規則の規定に基づき交付されたものとみなす。

附 則（平成29年3月23日規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

減免基準表

減免対象事由	減免基準	減免期間
1 扶養義務者等が死亡し、又は扶養義務者等と離婚したことにより生活が困難となった場合	保護者（死亡し、又は離婚した扶養義務者等を除く。）の当該年度の市町村民税の課税額を基準として条例別表第1又は別表第2に定めるところにより算定した額とする。	申請のあった日の属する月（以下「減免申請月」という。）の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその日の属する年度（以下「減免申請年度」という。）の末日までの範囲内とする。
2 扶養義務者等の収入が失業、疾病等により著しく減少し、生活が困難となった場合	1 減免申請月の前3月の当該世帯の平均収入額（以下「平均収入額」という。）が生活保護法による月額最低生活費（以下「最低生活費」という。）に満たない場合は、全額免除する。	減免申請月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から減免申請年度の末日までの範

	<p>2 1 以外の場合で、当該世帯の収入状況等により推定した所得額（以下「推定所得額」という。）が保育料の算定の基礎となった所得額に比べ、30%以上減少した場合は、その推定所得額から算定した課税額を基準として条例別表第1又は別表第2に定めるところにより算定した額とする。</p>	<p>囲内とする。</p>
<p>3 入所児童の属する世帯内に現に疾病にかかっている者があり、2月以上継続してその治療に必要な経費を支出しているため生活が困難となった場合</p>	<p>1 平均収入額が、最低生活費に生活が困難となった期間に支払った治療費の1月当たりの平均額（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する高額療養費を限度とする。以下「月額平均医療費」という。）を加算した額に満たない場合は、全額免除する。</p> <p>2 1 以外の場合で、推定所得額から月額平均医療費を控除した額が当該世帯の保育料の算定の基礎となった所得額に比べ、30%以上減少した場合は、その推定所得額から算定した課税額を基準として条例別表第1又は別表第2に定めるところにより算定した額とする。</p>	<p>減免申請月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から減免申請年度の末日までの範囲内とする。</p>
<p>4 入所児童の属する世帯が居住する家屋が天災その他不慮の災害により損害を受けた場合</p>	<p>損害を受けた家屋の修理等に要した支出の額（保険金等により補てんされた額を除く。）を推定所得額から控除した額が、当該世帯の保育料の算定の基礎となった所得額に比べ、30%以上減少した場合は、その推定所得額から算定した課税額を基準として条例別表第1又は別表第2に定めるところにより算定した額とする。</p>	<p>減免申請月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から減免申請年度の末日までの範囲内とする。</p>
<p>5 父母のいずれかが次</p>	<p>現に入所児童を扶養している者の当該年度</p>	<p>減免申請月の翌月か</p>

<p>の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。</p> <p>(2) 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。</p>	<p>の市町村民税の課税額を基準として条例別表第1又は別表第2に定めるところにより算定した額とする。</p>	<p>ら事由の消滅した日の属する月の末日（その日が減免申請年度の末日以後であるときは、減免申請年度の末日）までとする。</p>
<p>6 父母が離婚調停中である場合</p>	<p>現に入所児童を扶養している者の当該年度の市町村民税の課税額を基準として条例別表第1又は別表第2に定めるところにより算定した額とする。</p>	<p>減免申請月の翌月から事由の消滅した日の属する月の末日（その日が減免申請年度の末日以後であるときは、減免申請年度の末日）までとする。</p>
<p>7 父母のいずれかが6月以上行方不明の場合</p>	<p>現に入所児童を扶養している者の当該年度の市町村民税の課税額を基準として条例別表第1又は別表第2に定めるところにより算定した額とする。</p>	<p>減免申請月の翌月から事由の消滅した日の属する月の末日（その日が減免申請年度の末日以後であるときは、減免申請年度の末日）までとする。</p>
<p>8 その他市長が特別の事情があると認める場合</p>	<p>市長が必要と認める額とする。</p>	<p>市長が必要と認める期間とする。</p>

備考 「当該年度」については、4月から8月までの間にあつては、「前年度」と読み替えるものとする。

様式第1（第4条関係）

様式第2 (第4条関係)

様式第3 (第4条関係)

様式第4 (第4条関係)

様式第5 (第4条関係)

様式第6 (第4条関係)

様式第7 (第6条関係)

様式第8 (第7条関係)

様式第9 (第7条関係)

様式第10 (第8条関係)

様式第11 (第8条関係)